

記帳確認並びに決算準備相談会へお越しください！

スムーズな確定申告を行うためには、日頃の準備と記帳を行うことが大変重要となります。

特に記帳については、もし行っていない場合は、確定申告や業績の把握ができないだけでなく、**税務調査時に売上げに関する帳簿を作成・保存していないことが把握された場合は、加算税が重くなるなどペナルティーもあります。**つきましては上記相談会を開催いたしますので、**以下の枠内に該当する方は必ずお越しください。**

- ① 日々の記帳、特に**消費税（インボイス）**に対応した記帳で分からないことがある方
- ② 会計ソフトを利用して、**日々の入力の仕方**で分からないことがある方
- ③ 各種集計表（試算表・月別総括集計表など）の作成に不明な点がある方
- ④ 令和6年の確定申告が1回で終わらなかった方
- ⑤ **建物・車両・備品等（10万円以上）の資産を取得した方** など



通常日程

- ① 日 程：10月1日（水）～12月12日（金）
※ 土・日・祝日を除きます。
- ② 受付時間：午前9時00分～11時30分（会計ソフトは午前11時00分）
午後1時00分～ 3時30分（会計ソフトは午後 3時00分）
- ③ 持参する物
★令和5年分、令和6年分決算書・申告書
★記帳している帳簿、集計表（試算表）や事業用通帳など記帳確認に必要な資料
★今年購入した車両、備品等（10万円以上）の請求書・領収書・注文書等。建物の場合は建築見積書等。
- ④ 会 場：川崎西青色申告会館
- ⑤ そ の 他：会計ソフトを利用して相談を受けられる方は、**予約制（相談時間は1時間毎）**となります。予約をお取りの上お越しください。
また、11月下旬以降の予約は大変取りづらくなりますので、お早めにご相談にお越しください！
・ 予約先：川崎西青色申告会事務局 TEL 911-4616

土曜日日程（予約制） ※開催日前日までに予約がない場合は相談会を行いません。

- ① 日 程：10月4日、11月8日、12月13日
- ② 受付時間：午前9時00分～11時00分（相談時間は1時間毎）
- ③ 予 約 先：川崎西青色申告会事務局 TEL 911-4616
- ④ 会 場：川崎西青色申告会館

※ インボイス制度についての質問や登録申請を行いたい方は、**ご予約の上お越しください！**
年末調整相談会・確定申告相談期間中はインボイス制度に関する質問・登録申請はご遠慮ください。

ご不明な点がございましたら、青色申告会事務局までご連絡下さい。TEL 044-911-4616

その他当会の情報はホームページ <https://www.shokonet.or.jp/aoiro/kawasakinisi/>
をご覧ください。



～帳簿の記帳・保存義務について～



★個人で事業や不動産貸付を行う全ての方に、**記帳と帳簿書類の保存義務**があります！

★請求書や領収書などを電子データでやりとりした場合は、その電子データを**一定の要件**の下で保存する必要があります。

一定の要件とは

- ①改ざん防止のための事務処理規程を設ける
- ②ディスプレイやプリンタを備え付ける
- ③保存データを「日付・金額・取引先」で検索できるようにする

※ ③については、2年前の売上高が5,000万円以下の方は、データ保存しかつそのデータを印刷することに代えることができます。

※ 税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合は、そのデータを提出します。

※ **電子取引データの保存方法**の詳細については、当会ホームページでご確認ください！

★**売上げに関する帳簿を保存していなかったことや、帳簿の売上げについての記載が不十分**なことが税務調査で把握された場合は、加算税が重くなることがあります。

記帳する内容

収入金額や必要経費に関する事項について、**取引の年月日**、**相手方の名称**、**金額**や日々の売上げや仕入れの合計金額を帳簿に記入します。なお、消費税の課税事業者となる方は、軽減税率の対象となる売上げ・仕入・経費がある場合、**税率ごとに区分して記帳**する必要があります。また、仕入・経費については、適格請求書発行事業者からのものか否かの区分も必要です。

帳簿・書類の保存期間

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳 総勘定元帳 現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
	決算関係書類 損益計算書、貸借対照表、棚卸表など		7年
書類	現金預金取引 等関係書類 領収証、小切手控、預金通帳、借用証など		7年
	その他の書類 取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類 (請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など)		5年

確定申告相談会の優先予約制について ～マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください！～



(※会計ソフトを利用して相談を受けられる方は従来通りの予約制となります)

○優先予約相談期間：令和8年2月2日（月）～2月28日（土）

※ 2月7日（土）・14日（土）・日・祝日を除きます。

また、2月21日（土）・28日（土）は午前中のみ行います。

○相談時間：通常相談会・土曜日相談会受付時間内において**60分以内**（1回のみ。
各時間帯に予定枠数がありますことをご承知おきください。）

○優先予約取得条件（以下の①と②の両方を満たしていること）

① **記帳確認並びに決算準備相談会にお越しになり、記帳確認が済んでいる方。**

② **マイナンバーカードをお持ちの方→電子証明書の有効期限をご確認ください！**

○予約受付期間：令和7年12月19日（金）～令和8年1月16日（金）まで、電話にて受付をいたします。

○予約先：川崎西青色申告会事務局 TEL 044-911-4616